

ユーロ誕生二〇年

— 制度改革の焦点 —

岩 田 健 治

はじめに

一九九九年のユーロ導入から二〇年が経過した。九九年の誕生時点で一一カ国であったユーロ圏は、その後八カ国の参加を得て、現在までに一九カ国に広がり、GDPベースでもEU加盟二七カ国（除英国）の八六%がユーロ圏となつている。しかし、ギリシャ政府債務危機に端を発するユーロ圏政府債務危機に見られるように、単一通貨圏としてみた場合、ユーロ圏が長期的・安定的

に存続していくためには、なお多くの課題が存在している。EUは二〇二五年を目標にユーロ圏の制度改革を推進しているが、本稿では、そこで追求されている「金融同盟」「経済同盟」「財政同盟」という三つの同盟が、経済理論的に単一通貨圏の強化という目的に適合的であるかどうかについて検討したうえで、当面の焦点と考えられる「経済同盟」の課題と問題点について考えてみたい。⁽¹⁾

一、戦後欧州経済統合の論理と成果——市場統合と通貨統合

EEC（欧州経済共同体）からEC（欧州共同体）を経てEU（欧州連合）に連なる戦後の欧州経済統合は、国民経済の桎梏により衰退を余儀なくされてきた欧州資本主義を、経済統合（＝地域的「国民」経済への再組織化）を通じて再構築する試みであり、その成果は、異なる歴史的背景を有する単一市場と単一通貨の二つに集約できる。

単一市場は、企業形態が合名・合資会社から株式会社へと展開し経済発展を遂げた欧州資本主義において、戦後、国民経済毎に寡占体制が形成され経済が停滞したことへの反省から生まれたもので、非関税障壁の撤廃を通じて域内寡占企業間の競争をクロスボーダーで再開させ、欧州資本主義

の再活性化をミクロ的に図る試みと考えられる。

これに対して、単一通貨は、欧州資本主義が1930年代に形成されてきた中央銀行—商業銀行からなる二層の通貨システムを用いて、一九三〇年代に形成された国民経済別の管理通貨体制が、グローバル化（含資本移動自由化）の中でマクロ面で直面した「国際金融のトリレンマ」を「克服（＝離脱）」する試みと捉えることができる。

こうした出自の違いにより、単一市場と単一通貨には、独自のコスト・ベネフィット構造が存在する。単一市場の利益は、(1)関税同盟による価格低下、(2)市場統合による、①非関税障壁除去のコスト削減、②域内レベルでの企業間競争を通じた規模の経済の実現等からなる。こうした利益を手に入れるためのコストは、統合の利益に与れない劣位産業や地域に対する手当てが中心となる。一方、単一通貨の導入により、通貨圏内での投機的

通貨アタックはなくなり、為替相場の不透明性や通貨交換コストも除去される。しかし、こうした利益を実現するために、参加国は自国の金融政策を放棄し、為替相場という対外調整手段も失うことになる。

二〇〇八年の世界金融経済危機以降、それぞれの統合領域におけるベネフィットとコストのバランスが一時的に後者に大きく傾き、統合の純経済利益が一部のEU構成国で枯渇した。その結果、ブレグジットは単一市場のあり方に、ユーロ圏政府債務危機は単一通貨のあり方に、それぞれ反省を迫ることとなった。

こうした中、二〇一七年三月、欧州委員会は『ヨーロッパの将来に関する白書』⁽²⁾を公表し、EUが進むべき道として、五つの選択肢——①現行通りに進む、②単一市場に限定する、③統合の深化を望む構成国だけで進める、④統合分野を減らし

効率的に進める、⑤全体として統合を深化させる——を示した。統合の純経済利益を再び最大化するためには、(1)③のマルチスピード型統合を基本としつつ、「マルチ」の範囲を上述の「単一市場と単一通貨」の二つだけに絞りこみ、(2)単一市場参加国には厳格に②のみを適用し、(3)単一通貨参加国には⑤を適用する、という方法がおそらく正解となる⁽³⁾。

二、単一通貨ユーロの誕生・危機と制度改革

ここでは「単一通貨」に論点を絞り、その誕生から二〇年を経て現在に至る経緯を、経済統合論の観点から簡単に振り返ってみたい。

(1) ユーロ誕生の必然性—国際金融トリレンマからの解放

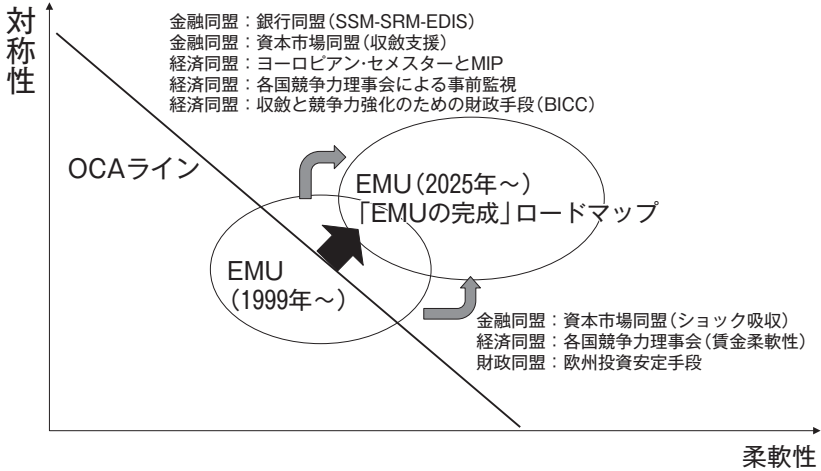
一九九二年の市場統合により、財、サービス、労働、資本が自由に移動する「単一市場」が欧州に出現した。しかし、資本の自由移動の実現により、EC（当時）経済は、国際金融のトリレンマ（①固定為替相場制度、②資本の自由移動、③金融政策の独立性、の三つが同時成立することはなまいという命題）に直面した。①の固定相場制（＝当時の欧州通貨制度（EMS）は域内貿易などの結びつきの強いEC諸国にとって不可欠である。さらに②の資本の自由移動は単一市場の不可分の要素である。それゆえ、EC諸国は、③の金融政策の独立性の放棄＝通貨統合に向かったのである。こうしてEUは単一通貨を手に入れることで、グローバル化の負の側面である為替の浮動性や通貨危機のリスクを域内において遮断したの

である。⁽⁴⁾

(2) 最適通貨圏理論とユーロの存続条件

しかしながら、新たに創設されたユーロ圏には別の次元の課題が待ち受けていた。最適通貨圏（OCA）理論によれば、単一通貨が導入された地域内では、①独自の金融政策や②為替相場変動を通じた従来の調整メカニズムがもはや機能しなくなる。地域内の対称性が高く、何らかの調整メカニズムを必要とするような非対称的ショックがもはや生じないのであれば、単一通貨圏の安定は長期的に確保される。しかし非対称的ショックが生じる余地がなお存在する場合、既存の調整メカニズムに代わり、①労働移動、②賃金・価格の柔軟性、③財政による調整といったメカニズムが有効に機能する必要がある（柔軟性⁽⁵⁾）。対称性（当該地域が非対称的ショックに晒される程度の少な

図表1 OCA（最適通貨圏）理論と3つの同盟



〔出所〕 De Grauwe (2009)、邦訳、第4章、および European Commission (2015)、同 (2017b) を参考に筆者作成。

さ)と柔軟性(当該地域が有する非対称的ショックへの適応能力)との間には、図表1のいわゆるOCAラインのような右下がりの関係が存在し、そのラインの右上の領域にあれば、当該通貨圏は長期的に存続可能となる。ユーロ圏政府債務危機により、九九年に誕生したユーロ圏は、実際にはOCAラインの左下に位置していたことが判明したのである。

(3) ユーロ制度改革…三つの「同盟」は不可欠か
 いまや単一通貨ユーロの長期的存続のために、ユーロ圏をOCAラインの右 and/or 上に移動させる(=域内の対称性を高めるか、非対称的ショックへの柔軟な調整メカニズムを強化する)必要が生じているのである。こうした観点から、ユーロ圏政府債務危機後に遂行されているユーロ制度改革について考えてみたい。

二〇一〇年五月のギリシャ政府債務危機に始まるユーロ圏内の政府債務危機は、次第に南欧の諸国全体に及んでいった。スペインでは、一二年五月に同国第四位の大銀行バンクアの経営危機が表面化した。折からの政府債務危機で同国政府には銀行への支援を行う余裕はなく、危機は「銀行—政府共倒れ型」の複合危機の様相を呈した。こうした中、二〇一二年一二月のEU首脳会議にて、ファンロンプイ欧州理事会常任議長らEU四機関トップ連名で『真のEMU（経済・通貨同盟）に向けて』が合意され、金融・財政・経済政策・政治の四分野でEMU強化案が示された。⁽⁶⁾ それを受ける形で一五年六月には、ユンカー欧州委員会委員長らEU五機関トップ連名で『欧州におけるEMUの完成』⁽⁷⁾が出され、単一通貨（通貨同盟）を支える「金融同盟」「経済同盟」「財政同盟」を二〇二五年までに完成するためのロード

マップが示された。一七年五月には欧州委員会より『EMU深化に向けたリフレクシオン・ペーパー』⁽⁸⁾が出され、ヨーロッパン・セメスター（後述）の強化、財政によるマクロ経済安定機能、ユーロ圏財務省や欧州通貨基金（EMF）の創設などのタイムラインがより具体的に示された。

以下では、一連のユーロ制度改革の柱となっている三つの同盟は何を指し、OCAラインをどう越えようとしているのか。順に検討していきたい。

(a) 経済同盟…単一市場強化と構造改革・マクロ政策協調からなる域内収斂施策

現行のユーロ制度改革の枠組みにおいて「経済同盟」は、域内経済のマクロ的・構造的不均衡について監視・是正するヨーロッパン・セメスター（後述）を柱とし、ユーロ圏内の経済収斂を目指

すものである。

歴史的に見た場合、「経済同盟」の概念が明確に定義されたのは、一九八九年に通貨統合の青写真を示した「E C 経済・通貨同盟に関する報告」(ドローール委員会報告)においてである。そこでは「経済同盟」は、為替相場の非可逆的固定(単一通貨)を目指す「通貨同盟」と「同時並行的進展が不可欠」とされ、以降、通貨統合は「E M U 経済・通貨同盟」の形成と同義語となった。そこでは「経済同盟」は、①単一市場、②市場メカニズムを補強する競争政策等の諸施策、③構造改革や地域的發展を目指す共同政策、④財政政策を拘束する規制を含むマクロ経済政策協調、と定義されていた。

本稿の冒頭では、単一市場と単一通貨の論理を切り分けたが、この「経済同盟」の定義をみるだけでなく、両者が根底で関連していることがわか

る。第一に、①「単一市場」の不可欠の要素である「資本の自由移動」は、単一通貨圏内においても保証されるべき前提条件であった。第二に、①を含む四つの施策は、単一通貨圏内における種々の不均衡の累積を抑止し、域内経済をマクロ的にも構造的にも収斂させるものと考えられていた。⁹⁾従って、どれもO C A ラインを上方(≡対称性の強化)に突破する施策と考えられる。二〇一〇年来のユーロ圏政府債務危機は、「経済同盟」の四つの施策のうち③と④になお大きな欠損があり、独自の補強策が必要であることを明らかにした。

(b) 金融同盟・本来は単一市場の強化策

金融同盟は、銀行同盟と資本市場同盟とからなる。銀行同盟は、ユーロ圏内で統一された金融規制「単一ルールブック」と監督体制「S S M (単一監督メカニズム)」、銀行破綻時の統一的処理を

定めたSRM（単一破綻処理メカニズム）とその資金プールSRF（単一破綻処理基金）、EDIS（欧州預金保険制度）からなる。資本市場同盟は、雇用と成長を促進するためのEU投資計画の一環として出されたもので、中小企業向け投資やインフラ投資など資本市場に係る六分野の改善施策からなる。

「金融同盟（銀行同盟および資本市場同盟）」は、二〇一二年にスペインで生じた銀行・政府の相互依存的危機を断ち切るための銀行部門側の緊急施策として出てきたために、あたかも単一通貨に直接に奉仕する同盟のように考えられているが、その本質は、金融サービスマン分野の単一市場強化策に他ならない。従って、本来はユーロ圏内のEMU強化策としてではなく、EU構成国全体で追求されるべき政策体系なのである。

理論的には、金融同盟は、特定国の金融部門に

リスクが累積することを統一ルールで事前に監督し、そうしたリスクが顕在化した際に特定国の金融システムが機能不全に陥ることを防止するという意味で、OCAラインを上方に突破（＝金融部門における対称性の強化）する施策であると同時に、理論的には非対称的ショックが発生した際に金融商品の価格変動を通じて均衡を回復させる機能（OCAラインを右方に突破）を有しているとされている。¹⁰⁾

(c) 財政同盟・不均衡監視・是正策と条件付きのショック吸収機能に限定

財政同盟は、これまで論じてきたOCAラインとの関係で見た場合、非対称的ショックが発生した際の調整策（右方突破の施策）と考えられることが多い。実際に、ユーロ制度改革の中で定義づけられている財政同盟は、①ユーロ圏構成国間の

財政不均衡の監視と是正のための枠組みと、②一定の条件付きで域内財政移転を伴う「マクロ経済安定化機能」の導入という二つのステップからなる。①は南欧で生じた政府債務危機のような非対称的ショックを未然に防止する施策（OCAラインの上方突破）であるが、OCAラインの右方突破と考えられる②については、それが恒常的で一方通行の財政移転の制度にならないよう、「経済同盟」を通じた事前の域内収斂が先ず確保されるべきとされている。「経済同盟」がその成果を目に見える形で出さない限り、次に控える「財政同盟」が北から南への一方的な財政資金移転の制度となることは自明で、北の諸国の同意が得られないため、このような建付けになっているものと考えられる。

三、ユーロ改革の当面の要…「経済同盟」の強化

そこで、当面の焦点として、各国間の不均衡是正メカニズムであるヨーロッパン・セメスターを柱とする「経済同盟」が成果を出し、欧州域内経済の収斂を実際に実現できているのかが問われる必要がある。

(1) ヨーロッパン・セメスターによる域内不均衡是正

ヨーロッパン・セメスターは、毎年一月に開始される一年間のサイクルからなる。ギリシャ政府債務危機のさなか二〇一〇年に検討が開始され、実際にスタートしたのは二〇一二年からである。二〇一九年までに八つのセメスターを終え、

この一二月からは九巡目のセメスターが始まる。

毎年一月に欧州委員会は「年次成長概観（AGS）」を公表し、成長と雇用創出に向けた年度計画を示す。AGSと同時に、欧州委員会はEU構成国に存在する潜在的マクロ不均衡を指摘した「警戒メカニズム報告書（AMR）」を公表し、次の一年間の「マクロ不均衡是正手続き（MIP）」を開始する。AMRで示される「スコアボード」は、EUもしくはユーロ圏全体と各国との乖離を示すいわば成績表で、①対外不均衡と競争力（經常収支、対外債務、実質実効為替相場、輸出シェア、単位労働コストの五指標）、②国内不均衡（住宅価格、民間貸出、民間債務、政府債務、失業率、金融部門の負債の六指標）、③雇用関連指標（労働力率、長期失業率、若年層失業率の三指標）とに分かれる。これらの不均衡指標で大きな乖離が観察される場合、欧州委員会は当該国に對

するより「詳細な調査（IDR: in-depth review）」を行なうことになる。この調査の結果は、①不均衡なし、②不均衡、③過大な不均衡、④是正手続きが必要な過大な不均衡、の四通りに区分され、翌年二月に国別報告書とともに公表される。①の場合MIPの手続きは終了する。②③の場合MIPの予防手続きに従い、欧州委員会が五―六月に当該国に対し「国別勧告（CSR）」を出すことになる（制裁措置は伴わない）。④の場合、欧州委員会は、経済・財務相理事会（ECOFIN）に對して、過大不均衡を特定し該当国にMIPの是正手続きを開始させるよう勧告を行なうことができる（ただし過去八年間は該当国なし）。該当国が是正のための十分な行動計画を立てることができなかつたり、合意された行動を実施しなかつたりした場合、GDP比〇・一%の制裁金が課されることになる（ただしユーロ圏に限る）。

MIPに加え、ユーロ圏の政府にはEU側から財政の縛りがかかる。ユーロ圏内の政府は毎年九—一〇月、欧州委員会に対して次年度予算案を提出し、欧州委員会は安定成長協定(SGP)が示す要件の順守という観点から各国予算案への意見を一一月に公表する。その意見をユーロ・グループ(ユーロ圏財務相会合)が審議し、一二月に各国は次年度予算を採択する。要するにユーロ圏各国の予算は、ユーロ圏全体との整合性の観点から欧州委員会に事前にチェックされることになっている。

(2) ヨーロピアン・セメスターは成果を出したのか？

EU国全体を一〇〇とした場合のユーロ圏各国の一人当たりGDPの推移をみるなら、二〇〇八年以降の世界金融経済危機とギリシャ危機で大き

なショックに見舞われた小国の乖離のみならず、ドイツ(一九九九年の一二五から二〇一八年の一二二へ)を一方の極とし、イタリア(同じく二一から九六へ)を他方の極とするユーロ圏内の大間の乖離に歯止めがかかっていない。

ヨーロッパ・セメスターの過去八年間の実績は、それが目的適的な設計になっているかどうかを鋭く問うている。図表2は、開始以降の八年間の各国の成績表を示したものである(MIP(マクロ不均衡是正手続き)の諸指標が不均衡の指標としてどこまで目的適的に設計されているかはここでは問わない)。一での議論に従うなら、単一通貨の導入予定諸国ならまだしも、英国のようにオプトアウト条項により単一通貨を導入していない(したがって独自の金融政策と為替相場による調整というオプションを自発的に選択している)EU諸国が、ヨーロッパ・セメスター

図表2 EU 構成諸国の域内マクロ経済不均衡の推移

国名	略号	ヨーロッパ・セメスターのマクロ不均衡は正手続き (MIP) 対象国と不均衡レベル ¹								2019年3月の国別分析報告書が指摘する不均衡
		2012年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	
		☆7(0) ■3	☆8(2) ■4	☆9(2) ■3	☆10(3) ■2	☆9(3) ■2	☆9(4) ■1	☆8(2) ■1	☆9(3) ■0	
フランス	FR	★	★	★	★★	★★	★★	★	☆	高水準の公的債務、生産性・競争力の低下
イタリア	IT	★	★	☆☆	☆☆	☆☆	☆☆	☆☆	☆☆	公的債務の拡大、悪化する生産性と潜在成長力
スペイン	ES	★	★★	★	★	★	★	★	★	高水準の民間・公的国内・対外債務
ポルトガル	PT	■	■	■	★★	★★	★★	☆	☆	高水準の民間・公的国内・対外債務
ギリシャ	EL	■	■	■	■	■	■	■	☆☆	[金融支援18.08終了]
キプロス	CY	★	■	■	■	■	☆☆	☆☆	☆☆	高水準の不良債権、高水準の民間・公的対外債務
マルタ	MT	—	★	—	—	—	—	—	—	
ドイツ	DE	—	—	☆	☆	☆	☆	☆	☆	大規模な経常黒字、民間・公的部門の低投資
オーストリア	AT	—	—	—	—	—	—	—	—	
オランダ	NL	—	★	★	☆	☆	☆	☆	☆	家計部門の重債務、構造的要因による大規模な経常黒字
ベルギー	BE	★	★	★	☆	—	—	—	—	
ルクセンブルグ	LU	—	—	—	—	—	—	—	—	
スロヴァキア	SK	—	—	—	—	—	—	—	—	
スロヴェニア	SI	★	★★	★★	★	★	☆	—	—	
アイルランド	IE	■	■	★	★	★	☆	☆	☆	対内外の公的・民間債務は改善中も国際環境由来のリスク増大
フィンランド	FI	☆	☆	☆	☆	☆	—	—	—	
エストニア	EE	—	—	—	—	—	—	—	—	
ラトヴィア	LV	—	—	—	—	—	—	—	—	
リトアニア	LT	—	—	—	—	—	—	—	—	

(注1) —：不均衡無し、☆：不均衡、☆☆：過大な不均衡、☆☆☆：是正手続きが必要な過大な不均衡を、それぞれ表す（2016年セメスター以降。なお2012-15年セメスターでは、☆は①監視と施策が必要な不均衡、②監視と断固たる施策が必要な不均衡、③特別な監視と断固たる施策が必要な不均衡の三つのカテゴリーを含む）。同時に、安定・成長協定のもとで「過大な財政赤字は正手続き」の対象となっている国は★または★★。■はEUおよびIMFによる金融支援プログラム等対象国で、広範な経済サーベイランス対象となっているため AMR 対象外。各年の下の数字は、☆不均衡国数（うち過大な不均衡国数）、■金融支援国数、をそれぞれ表す。

[出所] European Commission, *Results of in-depth reviews under Regulation (EU) No 1176/2011, various issues.*

の対象国となっていることに合理的理由は見いだせない。そこで、二〇一九年時点のユーロ圏一九カ国について集計している。MIP対象外の金融支援国とMIPで不均衡が存在するとされた国との合計は、二〇一二年度の一〇カ国から一三—一五年度にかけて一二カ国まで増大したものの、直近の一九年度では九カ国まで減少している。二〇一八年八月にはギリシャが金融支援国から外れたことで一九年は金融支援国がゼロとなった。また財政赤字是正手続き国も二〇一三年の七カ国から一九年の一カ国へと大幅に減少している。国の数だけ見れば不均衡拡大の峠は越えたかに見える。

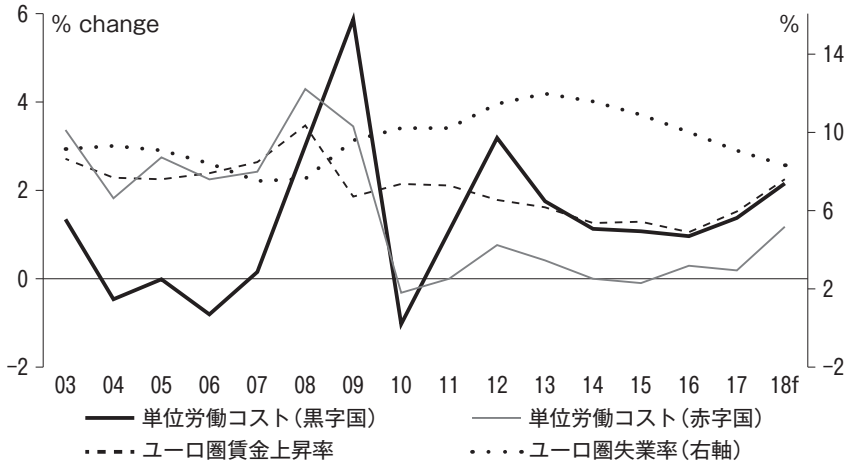
ところが、ユーロ圏内の不均衡が、周縁の多数の小国からコアの少数の大国へとシフトしている点を見逃すわけにはいかない。ユーロ圏一九カ国全体のGDPに占める「金融支援国」及び「不均衡国」のGDP合計を計算するなら、二〇一二年

度セメスター開始時に六一・四%であったのに対し、二〇一九年度には八八・三%まで拡大している(うち「過大な不均衡」に指定された国は一七・九%)。いまやユーロ圏内は南北両エリアを覆うメガ不均衡状態となっており、それは二〇一三年以降続いた景気拡大を経ても十分に改善されていない。

(3) 収斂と競争力強化のためのEU財政手段

経済同盟を通じた域内経済収斂はなお実現していない。為替相場による調整がもはやできないなかで生産性や賃金の伸びの相違が累積し、単位労働コストに代表される各国の競争力を大きく乖離させた結果と考えられる(図表3)。そこで二〇一七年以降、こうした各国間の構造的乖離の解消にEU財政を動員するための議論が行われ、一九年一〇月のユーログループ(ユーロ圏財務相会

図表3 ユーロ圏内の不均衡とそのリバランス (失業率・賃金・単位労働コスト)

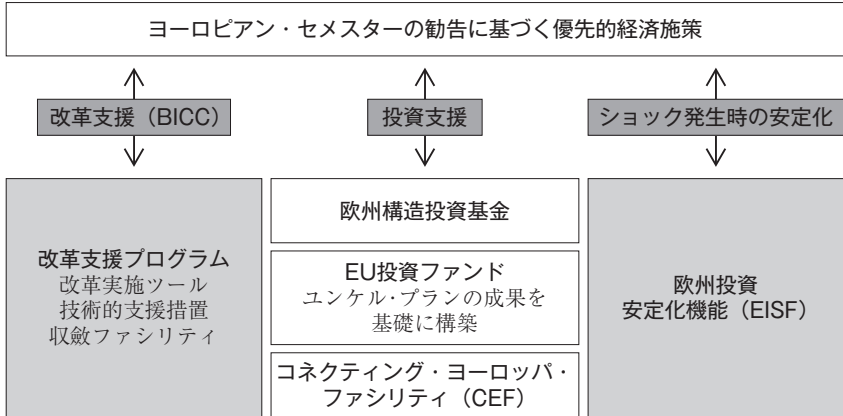


(注) 「黒字」国はドイツ、オランダ、ベルギー、ルクセンブルク、オーストリア、フィンランド。
「赤字」国はそれ以外のユーロ圏諸国。

〔出所〕 European Commission (2018), *Alert Mechanism Report 2019*. (原典は AMECO).

合)で基本合意を見ている。「収斂と競争力強化のための財政手段 (BICC: Budgetary Instrument for Convergence and Competitiveness)」と呼ばれる EU 財政支援策は、ユーロ圏構成国がユーロピアン・セメスターのユーロ圏勧告や国別勧告で指摘された構造改革や投資を行う際に EU 財政により支援を行うもので、それにより当該国の経済社会構造は強化され経済的な混乱が吸収・調整されることになる。その支援規模は一七〇億ユーロ程度と報道されており、関連してユーロ導入を目指す EU 諸国への同様の財政支援も検討されている。支援金額は当初提案より縮小されているものの、従来、経済同盟のユーロピアン・セメスターが結果を出せなかった各国の構造改革に対して、EU 財政を動員することで支援するという施策は、OCA ラインを EU 財政の力を借りて上方に突破 (対称性の強化) しようとする施策であり、

図表4 ユーロピアン・セメスターと各種財政措置の関係



〔出所〕 European Commission (2018), *Budget for the Future*.

その効果に注目する必要がある（図表4）。

なお安定化装置としてのEU財政の動員（OC Aラインの右方突破）については、大規模な特定国ショックやユーロ圏全体を襲う共通ショックに際して公共投資をEUレベルで支援（三〇〇億ユーロの規模）する「欧州投資安定手段（European Investment Stabilization Function）」の創設に向けて議論が続けられている。

むすびに代えて

誕生から二〇年を経過したユーロ圏だが、安定的に見えた最初の一〇年間に内部で累積した不均衡は、ギリシャ政府債務危機を契機に南欧諸国政府債務危機へと展開し、いまや南北欧州間の抜き差しならない対立の原因となっている。

こうした現実を前に、EUが二〇二五年の完成

に向けて推し進めるユーロ制度改革は、なお模索の途上にあるが、「経済同盟」が域内不均衡の累積に歯止めをかけ経済収斂をもたらすことができようになるかが焦点となっている。EU財政を構造的不均衡是正のための改革（経済同盟）に動員しようとする新たな試み（BICC）の成否が注目されることである。

〔注〕

- (1) 本稿は岩田（二〇一六）で示したユーロ制度改革の概要を基礎に、その後のヨーロッパ・セメスターの動向等を踏まえ、改革の当面の焦点について考察したものである。
- (2) European Commission (2017a).
- (3) 詳細はUSJI, *Voice* Vol.30を参照されたこと (<http://www.usjpriority.org/category/voice>)。
- (4) 岩田健治「EUの通貨統合と新たな課題」、上川孝夫・藤田誠一編著（二〇一一）『現代国際金融 第四版』有斐閣、第一六章所収を参照。
- (5) 同上。

- (6) Van Rompuy, Herman, et al (2012).
- (7) Juncker, Jean-Claude, et al (2015).
- (8) European Commission (2017b).
- (9) ①の単一市場が、水平的産業内貿易の拡大（各国産業構造の類似化）を通じてこうした機能を有すると考える見解をEuropean Commission Viewというが、そうした機能はないとするP.クルーグマンなどの見解を採用するならば①は含まれないことになる。高濱光信（二〇一九）「ユーロ圏における最適通貨圏の内生性問題―展開と現状―」、中央大学『経済学論纂』第五九号第三・四合併号参照。
- (10) Paul De Grauwe（ポール・デグラウエ）著、田中素香・山口昌樹訳（二〇一一）『通貨同盟の経済学』勁草書房、第一章を参照。
- (11) European Commission (2017b).

参考文献

- 岩田健治（二〇一六）、「繰り返し返すユーロ危機と通貨統合の行方―ヨーロッパ・セメスター最初の五カ年と『経済同盟完成』に向けた課題」、国際貿易投資研究所『世界経済評論』Vol.60, No.4, 七―八月号。
- 田中素香・長部重康・久保広正・岩田健治（二〇一八）、『現代ヨーロッパ経済第五版』有斐閣。

森井裕一編著（二〇二二）『ヨーロッパの政治経済・入門』
有斐閣ブックス。

European Commission (2017a), *White Paper on the Future of Europe, Reflections and Scenarios for the EU27 by 2025*.

European Commission (2017b), *Reflection Paper on the Deepening of the Economic and Monetary Union*.

Juncker, Jean-Claude, in close cooperation with Donald Tusk, Jeroen Dijsselbloem, Mario Draghi and Martin Schulz (2015), *Preparing Completing Europe's Economic and Monetary Union*, June.

Van Rompuy, Herman, in close collaboration with José Manuel Barroso, Jean-Claude Juncker, Mario Draghi (2012), *Towards a Genuine Economic and Monetary Union (Four Presidents Reports)*, December.

ユーロ誕生二〇年

（いわた けんじ・九州大学大学院経済学研究院教授）
当研究所客員研究員